Щ

П

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)......

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課).......

生活保護法の規定に基づく施術者の指定 (厚政課)......

山口県工事執行規則の一部を改正する規則 (監理課).....

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (林政課)

(定期)

目

次

毎週火・金曜日発行

平成 18 年 3月3日 (金曜日)

林業種苗生産事業者講習会の開催 (森林整備課).....

_

兀

種畜証明書の交付 (畜産課)

裁決手続の開始 収用委告示 契約の締結 公安委公告 電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課)..... 公職選挙法施行規程の一部改正.



六

五

五

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山口県知事

井

関

成

平成十八年三月三日

山口県規則第八号

: : : : : : : : : :

山口県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

を次のように改正する。 山口県林業・木材産業改善資金貸付規則 (平成十五年山口県規則第七十六号)の一部

別記第五号様式の注2中「計馬対域」 を「計野畑」に改める。

則

道路の区域の変更 (道路整備課)..... 保安林予定森林 (森林整備課) 民有林の地域森林計画の変更の公表 (四件) (林政課)

正(会計課).............機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改

周南都市計画公園事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)......

宇部都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (都市計画課)

この規則は、 平成十八年三月二十日から施行する

山口県工事執行規則の 一部を改正する規則をここに公布する

平成十八年三月三日

七

七

山口県知 = 井 関

成

山口県規則第九号

七

山口県工事執行規則の一部を改正する規則

する。 山口県工事執行規則 (昭和四十九年山口県規則第二十九号) の一部を次のように改正

県営吉見地区ほ場整備事業(第二換地区)の換地処分 (農村整備課).....

四

(雇用・能力開発課)..... | | 基礎| 級及び基礎| 級技能検定試験の実施

平成十八年度随時実施三級、

報

第五十四条の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。 たとき。 第五十四号。 請負者が、 かつ、 同条第六項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかつ 以下「独占禁止法」という。)第四十九条第一項の排除措置命令を受 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律

二 請負者が、独占禁止法第五十条第一項の納付命令を受け、 定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかつたとき かつ、 同条第四項に規

の二号を加える。 第五十四条の二第一項中第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、 第 一号の次に次

請負者が独占禁止法第五十二条第四項の規定により審判請求を取り下げたとき。

の取消しの訴えを独占禁止法第七十七条第一項に規定する期間内に提起しなかつた |項の規定により原処分の全部を取り消すものを除く。) を受け、かつ、当該審決 請負者が、独占禁止法第六十六条第一項から第三項までに規定する審決(同条第

に「命令又は」を加える。 第五十八条の二第一項第一号中「第三号」 を「第五号」に改め、 「において、 の 下

(施行期日)

この規則は、 公布の日から施行する。

(経過措置)

2

П

Щ

この規則の施行前に締結した契約については、なお従前の例による。

山口県告示第八十七号

機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、 指定医療

平成十八年三月三日

宇部市常藤町四番二六号

小倉医院

名

称療

所

山口県知事 _ 井 関 成

地 廃 止 年

月

日

二医

|ック|||原法人山隆会周南クリ

周南市有楽町

 \equiv

寿町眼科クリニック

平成一七、 <u>_</u>

嶋元医院

周南クリニック 寿町眼科クリニック クリニックかわかみ整形外科・小児科 11 寿町一丁目四番五号 野原一丁目五番五号 11 11 "

四 大島郡周防大島町大字小松一七五 周 [南市有楽町二三 11

号玖珂郡由宇町中央一丁目一二番五 11

11

"

11

11

11

" 11

下関市上新地町二丁目二番五号 11

花田歯科医院

松冨歯科医院

久米医院

嶋元医院

柳井市中央三丁目三番二号 宇部市海南町一八番一三号 11 11

> _ = V

11

の一熊毛郡田布施町大字下田布施六八

11

日之出薬局丸久店 樋の上薬局

名_指定 訪 称問 看 護 名 訪 問 看

の所在地 まま 業者等

九字玖 の下珂 一久郡 原恵 東二大

周東町

廃止年月日

まり ションひだ 玖西訪問看護ス の一 字下久原七四二 玖珂郡周東町大

平成一二、三

山口県告示第八十八号

ための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、 医療扶助

の

平成十八年三月三日

山口県知事 井 関 成

外科・小児科クリニック医療法人社団かわかみ整形 医療法人おぐらクリニック 名 称療 宇部市常藤町四番二六号 所 在 地 平 11 成 指 定 年 月 日

野原一丁目五番五号 寿町一丁目四番五号 11 11

11 11 " //

四 大島郡周防大島町大字小松一七五 11

11

郷医 名指 花田歯科医院 日之出薬局 チュー リップ薬局 守友歯科クリニック まつとみ歯科医院 てんぱく歯科・小児歯科 ^卿診療所 医療法人社団河 |療法人久米医院 定 訪 称看 護 の所在地の所在地務所 四の一熊毛郡田布施町大字下田布施七〇 熊 山口市亀山町六番二号 宇部市大字小串七七の八 号
玖珂郡由宇町中央一丁目一二番五 11 下関市上新地町二丁目 毛郡田布施町中央南三の四 名訪 西梶返一丁目二番一 問 看 護 称ステ 番五 が 在 在 号 在 地等 平成一 平成 平成 平成一七 平 11 11 成 V 八 平 成 t V "

> 11 11 11

指定年月日

の二 字祖生五七一九 玖珂郡周東町大 ションひだまり訪問看護ステー の一 字下久原七四二 玖珂郡周東町大

口県告示第八十九号

た。 十九条の規定により、 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四 医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定し

成十八年三月三日

Щ 口県知事 = 井 関 成

百会鍼灸堂 施 称 Щ 所術 一一市陶四六七九の 所 地 平 成 指 定 八 年 _ 月 日

山口県告示第九十号

吉野

秋人

氏施 名術 者の

名

の届出があっ る同法第五十条の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用す 一の規定により、 指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨

平成十八年三月三日

山口県 知 事 = 井 関 成

久 保

プル 有限会社メー 周東町 称名又は名 定介 護 八寺町 号町一二 二番一 番一 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 一町 サメ 名居 ・ ビプ スル 宅 介護 称介

番下二関

六市号幸

町

六

介

平 成

Ξ

護訪問

兀

11

11

護

所事

在業

地所

種事 類業

廃止年月日

の

ひだまり ステーション 玖西訪問看護 七町 護訪 問 看 平 成 二七 Ξ

名居 宅 介 称護 支 の所在地 まま 者 名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所 廃止年月日

有限会社メープ ブ 町一二番一八号下関市阿弥陀寺 サメ ビプスル 介 護 二六号
下関市幸町六番 平成 --六 -六 三〇

口県告示第九十

Ш

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十四条の二第一 項 の規定により、

平成十八年三月三日

称名又は名 護 のた住事 所る所 在事又 地務は 所主 名居 宅 称介 護 所事 在業 地所 種事 類業 の 指定年月日

山口県知

事

井

関

成

〇四二市吉敷 八寺町 号町一二番一 二番で 一敷三 '護ステーショ 新山口訪問看 ショー サメ ビプスル 介護 八号目 一五票 郷山 | 七二六 番町 護訪 問 看 護訪 問 介 平成一 平 成 二六

11

青藍会 社会福祉法人

プル 会社メー

河郷診療所医療法人社団 雅起 4 一町下 号五関 丁市 目彦 島 番迫 七町 だまりまり くぼ歯科医院 っ 芝 ひス 七町 "

一町五丁目一番下関市彦島原 指養居 導管宅 理療 平 成 九七 11

名居

宅

介 称護

支

会医

|療法人健仁

高森福祉会 社会福祉法人

ンドサー ビス有限会社フレ

ビスンドサー

宇部市大字中

護通

所介

平 成

Ĺ√́

11

医療法人告利

七号目八番一

吉利医院

七号日八番一人番一

11

11

八

11

C. K式会社M: 宇宇部部 市大字四

豊井一四〇七下松市大字西

サービスきく や デ

1

豊井一四〇四 下松市大字西

11

平 成

ţ

11

 $\overline{\circ}$

有限会社若草 丁目五三番四周南市緑町一

くセデ さンイ タサー

・わどかス

丁目五三番四周南市緑町一

11

平 成

Ĺ√

11

和花輝会 医療法人社団 一三三一の一山口市下小坑

二大玖 一字西 の長 東 町 六 せんぞく苑

の大山 一字陽 山小 川野 九田〇市 施設あさ紫菜介護老人保健 苑健

(定期)

高社 森会福祉 祉祉 会法 人 二大玖 一字西郡 一長東 六町町

七鯖 イサー ビスセせんぞく苑デ ンター

一旦市下 の小 七鯖

ション 八通 ビリリ

介所短 護生期 活入 11

平 成 Ξţ

介所短 護療期 養入

11

の大山 一字山川 川九〇 市

口県告示第九十二号

山

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

-成十八年三月三日

の所在地土たる事務所と 事業者 名居 宅 介 称護 支 所援 事 在業 地所

山口県知事

井

関

成

指定年月日

プ の主援 介 護 市

有限会社メープ 町一二番一八号下関市阿弥陀書 号寺 サメ ビプスル 丁下 目関 一五番八号 平 成

山口県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年三月三日

認 可 年

山口県知事

=

井

関

成

平 成 人 一 _ 月

 \equiv 日

玖珂郡周東町千束土地改良区 土地改良区の名称

山口県告示第九十四号

11

11

の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項及び第三十九条の四第一項 山口森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、 次の要領により公

表する。

11

平成十八年三月三日

兀

地域森林計画の変更の内容

山口県知

事

_

井

関

成

縦覧に供する山口地域森林計画変更書のとおり

縦覧の場所

山口県農林部林政課、 山口県山口農林事務所及び山口県美祢農林事務所

山口県告示第九十五号

表する。 の規定により、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項及び第三十九条の四第一項 岩徳森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、 次の要領により公

平成十八年三月三日

山口県知事

=

井

関

成

縦覧に供する岩徳地域森林計画変更書のとおり 地域森林計画の変更の内容

縦覧の場所

周南農林事務所 山口県農林部林政課 Щ |口県岩国農林事務所、 山口県田布施農林事務所及び山口県

四

山口県告示第九十六号

表する。 の規定により、豊田森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第四項及び第三十九条の四第一項 次の要領により公

平成十八年三月三日

山口県知事

=

井

関

成

地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する豊田地域森林計画変更書のとおり

縦覧の場所

山口県告示第九十七号

山口県農林部林政課、山口県下関農林事務所及び山口県長門農林事務所

の規定により、萩森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、次の要領により公表 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第四項及び第三十九条の四第一項

平成十八年三月三日

山口県知事

= 井 関

成

地域森林計画の変更の内容

縦覧に供する萩地域森林計画変更書のとおり

縦覧の場所

山口県農林部林政課及び山口県萩農林事務所

山口県告示第九十八号

から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、農林水産大臣

平成十八年三月三日

萩市大字紫福字大葉山二五七の一五 (国有林) 保安林予定森林の所在場所

> 山口県知事 _ 井 関 成

> > 阿武郡阿武町大字奈古・大字宇生賀 (以上二大字国有林。次の図に示す部分に限

指定の目的

水源のかん養

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部 次のとおりとする。

阿武郡阿武町大字奈古字床波二の一・三の二 (以上二筆国有林。次の図に示す部分 保安林予定森林の所在場所

に限る。)

指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

森林整備課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林部

山口県告示第九十九号

路の区域を変更する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

一地先まで 同郡 同町 同大字字引地六二八の の二地先から 美祢郡秋芳町大字別府字笠取五八○

旧

最最 広狭

_ 三三 六八

九 ·

七

新

最最 広狭

-二七 六二

九 •

七

完了による。 道路改良工事の

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

平成十八年三月三日

路 道路の種類 線 名 県道 仙崎港線

山口県知事 = 井 関 成

道路の種類

県道

線 名

武久椋野線

道路の区域

X

間

旧新別

(メー・)(地の

ト に い 員

(メートル) 延 長

備

考

旧

最最 広狭

四二 三六 •••

四四三・

新

最最 広狭

五二〇六・・

八四

四七四・〇

る。起点の変更によ

		線の道路の区域長門市道湊中央	一七五・五	最狭 五二・五		地先まで 一〇地先から 一〇地先から 長門市東深川字中太ノ河内九九六の六
	平成十八年三月三日で一般の縦覧に供する。			最 広 3 一 九 ブ ・ ・	新	及びの地先までの地先までの地先まで
月	その関係図面は、平成十八年三月	タフルウェイ				たいら 長門市東深川字石尺九一一の七七地 立てに
J	路の供用を開始する。	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	二七九・〇	最次一三・五		地がまで地形まで、一切がは、一切がは、一切がない。
/	道各去〈召印二十七年去聿第写人-					もから 長門市東深川字石尺九一一の七七地
	山口県告示第百号			最広の一九・一		〇地先まで同市東深川字東太ノ河内九六一の一
			-) -		II	たいら 長門市東深川字石尺九一一の七七地
	τ					を
_	同市武久町一丁目三四一の二地先ま		二七九・〇	最狭 七・七		司市東深川字中太ノ可内したかた一先から
	先から 下関市武久町二丁目 一六の一七地					長門市東深川字石尺九一一の七七地
	同市武久町一丁目三四一の二地先ま	備考	(メートル) 長	(メートル)敷地の幅員	旧 新 別	区間
	ためられている。下関市武久町二丁目一〇五六の五地					道 0 0 过 过
						宣各つ 乙或

山口県告示第百号

路の供用を開始する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次のとおり道

て一般の縦覧に供する。 その関係図面は、平成十八年三月三日から一月間山口県土木建築部道路整備課におい

山口県知事 井 関 成

考			
路線名		銭 屋 美 祢 線 道	路線名
供		同郡 同町 同美祢郡秋芳町大	供
用		大字字別	用
開		字引 地六	開
始		二五八八の〇	始
0		一の出た	0
X		ま先 でから	X
間			間
供用開始の期日		日平成十八年三月四	供用開始の期日

路

線

名

銭屋美祢線

道路の区域

X

間

旧新別

(メートル)敷地の幅員

(メー ・

トル)長

備

道路の種類

県道

山口県告示第百一号 同市武久町一丁目三四一の二地先まで下関市武久町二丁目一一六の一七地先から

武久椋野線 駅道

計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、宇部都市

平成十八年三月三日

山口県知事

=

井

関

成

宇部市 施行者の名称

都市計画事業の種類及び名称

宇部都市計画道路事業三・四・三十五真締川東通線

宇部都市計画道路事業三・六・二十五小串神原線

事業施行期間

平成十三年七月十三日から平成二十年三月三十一日まで

兀

宇部市宮地町、北琴芝一丁目及び大字小串

山口県告示第百二号

計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定に基づき、 周南都市

平成十八年三月三日

山口県知事 _ 井 関

成

所在地

施行者の名称

光市

都市計画事業の種類及び名称

周南都市計画公園事業五・五・一冠山総合公園

事業施行期間

Ξ

平成元年一月十日から平成二十三年三月三十一日まで

兀

九日平成十八年三月十

光市光井三丁目及び大字室積村

山口県告示第百三号

三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正する。 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示 (平成

平成十八年三月三日

山口県知事 井 関

成

三の一の3中「豊関農業協同組合」下関市秋根北町四番一号」 を

「下関農業協同組合 下関市秋根北町四番一号」に改める。



(一二五) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、

次の

とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

同年七月三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに光市経済部商工観光課及び光市 大和支所において公衆の縦覧に供します。 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年三月三日から

平成十八年三月三日

山口県知事 = 井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

称 スーパードラッグコスモス光店

光市木園一丁目一九〇〇の一

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃

代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏

福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 所 宇野 代表者の氏名 正晃

株式会社コスモス薬品

氏

名又は

名

称

住

平成十八年三月三日

山口県知事 井

関

成

名 大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 称 宇部市若松町七番一号 ママポー トダイイチ店

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社都商事 神戸市中央区三宮町一丁目九番一 号

Ξ

所 代表者の氏名

変更に係る事項の概要 福島 眞司

名 名 の代表者の氏 おれて小売業を行 大規模小売店舗に う者の住所 おいて小売業を行 大規模小売店舗に 更に係る事項 プラザ 株式会社アジスショッピング 業を行う者の氏名又は名称大規模小売店舗において小売 あじす牧場株式会社 あじす牧場株式会社 有限会社百菜屋 あじす牧場株式会社 有限会社山口ケー エフミート 株式会社野村 有限会社百菜屋 有限会社百菜屋 フミート 有限会社山口ケー ショッピングプラザ株 式 会 社 ア ジ ス 株式会社野村 変 更 前 エ 号部市若松町七番一 野村 金子 三の五山口市阿知須四八二 あじす牧場株式会社 有限会社百菜屋 変 克己 毅 更 後

四 届出年月日

五 平成十八年二月二十二日 変更年月日

次の

課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

当該届出は、平成十八年三月三日から同年七月三日までの間、

山口県商工労働部商政

平成十八年二月一日

八

(一二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 十七年十月十一日山口県公告 (五五一) に係る大規模小売店舗について次のとおり山口 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市阿知須総合支所において公衆の縦覧に供し 当該意見は、平成十八年三月三日から同年四月三日までの間、 山口県商工労働部商政

平成十八年三月三日

山口県知事 _ 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ホームプラザナフコ阿知須店

所在地 意見の概要 山口市阿知須五八七〇の八

特に配慮を求める事項はない。

県

(一二八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

市から意見を聴きました。 十七年十月十四日山口県公告 (五五四) に係る大規模小売店舗について次のとおり山口 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十八年三月三日から同年四月三日までの間、 山口県商工労働部商政

Щ

П

平成十八年三月三日

山口県知事 =井 関 成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 名 称 山口市黒川三七四三の三 フジグラン山口

意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一二九) 平成十八年度前期実施技能検定試験の実施

条第一項の規定により、平成十八年度前期実施技能検定試験を次のとおり実施します。 職業能力開発促進法 (昭和四十四年法律第六十四号。 以下「法」という。)第四十四

平成十八年三月三日

技能検定の実施職種及び試験の方法

山口県知事

=

井

関 成

実施職種

の表の下欄に掲げる試験科目に係るものについて実施する。 技能検定は、 次の1の表から3の表までの上欄に掲げる職種で、それぞれこれら

一級及び二級の技能検定

						<u>гх</u> ц л	χ			
	I	建	鉄	金	放	機	金	造	園	
				属						職
	場	築		プ	電	械	属		芸	446
				レ			熱			
	板	板		ス	加	加	処		装	1 =
				加			, <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>			種
	金	金	エ	エ	エ	エ	理	園	飾	
	打出し板金曲げ板金	ダクト板金内外装板金	構造物鉄工	金属プレス	ワイヤ放電加工数値制御形彫り放電加工	マシーのでは、アンダーのでは、アンダーでは、ア	高周波・炎熱処理 浸炭・浸炭窒化・窒化処理 一般熱処理	造園工事	室内園芸装飾	試 験 科
1										目

	平成18	年3,	月3日	金	曜日		Щ		П		県		報		(定其	月)	Ś	第 173	33 号	
	防水施	畳製作	タイル張り	左	と	石材施工	プラスチック成形	F	and drit.	建具製作	家具製作	婦人子供服製造	建設機械整備		鉄道車両製造・整備	産業車両整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	仕上げ
11 1月 2 = 車	「・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	畳製作	タイル張り	- 左官	ප් ප්	一石張り	射出成形	プライン・ トラ 屋	_			婦人子供注文服製作	建設機械整備	鉄道車両現図			配電盤・制御盤組立て	電子機器組立て	- コールドチャンバダイカスト	機械組立仕上げ治工具仕上げ
	機	仕	I	建	機	1	金	造	園		<u></u>		フ	広	塗	表	化	Ħ	熱	内
	械	L	場	築	械		禹		芸	職	三 刻	<u> </u>	ラワ	告美			学	ツ	絶	装 仕
	保	上	板	板	加		処		装	種	7. 打貨	大比会に	装	桁 仕 上			分	を施施し	緑施施	が施
	全	げ	金	金	エ		理	園	飾				飾	げ	装	装	析	I	エ	エ
	機械系保全	機械組立仕上げ	曲げ板金	内外装板金	マシニングセンタの場合を関する。	高周波・炎熱処理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	夏炭・夏炭窒化・窒化処理(一般熱処理)	世 園 工事	室内園芸装飾	試験科目			フラワー 装飾	広告面ペイント仕上げ	金属塗装	· 表具	化学分析	ビル用サッシ施工	保温保冷工事	ボード仕上げ工事 一

①に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

一級及び二級の技能検定

(0年) <u>F</u>	3 0	立唯口	•
ワー装飾 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラ両製造・整備 石材施工 タイル張り 熱絶縁施工 表装 フラ放電加工 建築板金 工場板金 仕上げ 電気機器組立て 鉄道車	作の装仕上げ施工 広告美術仕上げ 一年 日別 左官 畳製械整備 婦人子供服製造 家具製作 建具製作 印刷 左官 畳製園芸装飾 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器組立て 建設機	成形 とび 防水施工 サッシ施工 化学分析 塗装造園 金属熱処理 金属プレス加工 産業車両整備 プラスチック	職
平成十八年九月三日	平成十八年八月二十七日	平成十八年八月二十日	実施期日

I 溶融ペイントハンドマーカー工事 高圧洗浄 試 験 科

目

電子機器組立て

とび

フラワー 装飾

ボード仕上げ工事 プラスチック系床仕上げ工事

金属熱処理

3

単一

等級の技能検定

職

種

実

施

期

日

全 電子機器組立て とび 園芸装飾 造園 機械加工

内装仕上げ施工 フラワー装飾建築板金 工場板金 仕上げ

機械保

平成十八年七月三十日

平成十八年八月二十日

(日曜日)

職

種

実

施

期

日

試験の場所

路面標示施工

平成十八年九月三日

(日曜日)

平成十八年八月二十日

産業洗浄

山口県職業能力開発協会が指定する場所

兀 受検資格

- る者であること。 和四十四年労働省令第二十四号。以下「省令」という。)第六十四条の二に規定す 一級の技能検定にあっては、法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭
- □ 二級の技能検定にあっては、 であること。 法第四十五条及び省令第六十四条の三に規定する者
- であること。 三級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の四に規定する者
- る者であること。 単一等級の技能検定にあっては、法第四十五条及び省令第六十四条の六に規定す

月十四日までの消印のあるものは、 平成十八年四月四日 (火曜日) から同月十四日 (金曜日) まで (郵送の場合は、 受検申請書の受付期間

五

受検申請書等の提出先 山口市後河原一五〇番地一 (郵便番号七五三-〇〇八三)

有効とする。

兀

山口県職業能力開発協会

受検申請書

七

提出書類

報

号

八

受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

- 学科試験にあっては、三千百円
- ぞれこれらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、次の1の表から4の表までの上欄に掲げる職種ごとにそれ
- 級及び二級の技能検定

七百円	万五千	フラワー装飾
<u> </u>	— 万	婦人子供服製造
料		職

2 三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

全 電子機器組立て とび 内装仕上げ施工 フラワー装飾 園芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 一万五百円 閣芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機械保 手 数 料職		
一	電子機器組立て とび 内装仕上げ施工 フラワー装飾芸装飾 造園 金属熱処理 機械加工 建築板金 工場板金 仕上げ 機	種
喜 一	_	手
百円料	一 万 五	数
	百円	料

3 三級の技能検定 (受検者が在校生でない場合)

Щ

職
種
手
数

4 単一等級の技能検定

一万五千七百日	路面標示施工 産業洗浄	
手 数 料	職種	

九

問題の公表

実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあっては、その資格を証する いて公表する。ただし、一部の職種については、公表しない。 実技試験の問題は、平成十八年六月五日 (月曜日) に山口県職業能力開発協会にお

- 合格者の発表等
- 平成十八年八月二十八日 (月曜日)、その他の技能検定にあっては同年十月三日 (火曜日)とし、合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示 合格者の発表は、三級の技能検定 (金属熱処理に係るものを除く。) にあっては
- てその旨を知事に申し出ること。 験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示し 試験の得点の開示は、山口県商工労働部雇用・能力開発課において行うので、試

板に掲示する。

- その他
- と。郵便で請求する場合は、封筒の表に「技能検定試験」と朱書し、百四十円分の 場、公共職業安定所、高等産業技術学校又は職業能力開発促進センターにするこ 切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上、 受検案内、受検申請書等の請求は、山口県職業能力開発協会、 山口県職業能力開発協会にする 市役所、 町村役
- ニー八六四六)にすること。 技能検定試験についての問合せは、 山口県職業能力開発協会 (電話○八三-九|

(一三〇) 平成十八年度随時実施三級、 基礎一級及び基礎二級技能検定試験の実施

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)第四十四

験を次のとおり実施します。 条第一項の規定により、平成十八年度随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試

平成十八年三月三日

随時実施三級、 基礎一級及び基礎二級技能検定の実施職種及び試験の方法

山口県知事

井 関

成

実施職種

布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラス 染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、 電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工: めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、 さく井、鋳造、鍛造、 機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、 五

受検申請書の受付

随時受け付ける。

ポイント施工、 クリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェル 築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コン チック成形、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、 表装、塗装及び工業包装 建

試験の方法 に規定する職種ごとに実技試験及び学科試験を実施する。

試験の期日

山口県職業能力開発協会が指定する日

兀 受検資格

山口県職業能力開発協会が指定する場所

試験の場所

随時実施三級の技能検定

基礎一級及び基礎二級の技能検定 受検しようとする職種に係る基礎一級又は基礎二級技能検定に合格した者である

号) 第六十四条の五に規定する者であること。 法第四十五条及び職業能力開発促進法施行規則(昭和四十四年労働省令第二十四

受検申請書の提出先 山口市後河原一五〇番地一 (郵便番号七五三一〇〇八三)

山口県職業能力開発協会

七 提出書類

随時実施三級の技能検定

受検申請書及び基礎一級又は基礎二級技能検定の合格証書の写し

基礎一級及び基礎二級の技能検定

 (\Box)

受検申請書

受検手数料

受検申請書の提出の際に次に掲げる額を山口県職業能力開発協会に納付すること。

学科試験にあっては、三千百円

これらの表の下欄に掲げる額 実技試験にあっては、次の1の表及び2の表の上欄に掲げる職種ごとにそれぞれ

随時実施三級の技能検定 (受検者が在校生である場合)

表 二組めさ	機械検査婦	職
工業包装 大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学では、大学の大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大学が大	人子供服製造	種
_	Л	手
万 五	八千七百円	数
百 円	百円	料

2 礎二級の技能検定 随時実施三級の技能検定(受検者が在校生でない場合)並びに基礎一級及び基

さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金さく井 鋳造 鍛造 機械加工 金属プレス加工 鉄工 建築板金 工場板金を 全大	機械検査の婦人子供服製造	職
		手
万五千七	万三千四	数
百 円	千 円	料

九 問題の通知

実技試験の問題は、 山口県職業能力開発協会があらかじめ受検申請者あて通知す

合格者の発表等

合格者の発表日等については、試験当日に通知する。

てその旨を知事に申し出ること。 験の得点の開示を受けようとする受検者は、合格者の発表日以後、受検票を提示し 試験の得点の開示は、山口県商工労働部雇用・能力開発課において行うので、試

その他

受検申請書の請求は、山口県職業能力開発協会にすること。郵便で請求する場合 封筒の表に「随時実施三級技能検定試験」又は「基礎一級及び基礎二級技能検

IJ

換地処分の内容

県営吉見地区ほ場整備事業 (第二換地区)換地計画書に記載された換地計画のとお

平成十八年二月二十一日

定試験」と朱書し、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の 山口県職業能力開発協会にすること。

職業能力開発協会 (電話〇八三-九二二-八六四六) にすること 随時実施三級、基礎一級及び基礎二級技能検定試験についての問合せは、 山口県

(一三一) 県営吉見地区ほ場整備事業 (第二換地区) の換地処分

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

県営吉見地区ほ場整備事業の施行に係る第二換地区の換地処分を次のとおり行いまし

平成十八年三月三日

換地処分の年月日

報

井 関

成

山口県知事 =

(一三二) 種畜証明書の交付

号の種畜証明書を交付しました。 次の家畜につき、家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第四条第一項第二

平成十八年三月三日

Щ

山口県知事 =井 関 成

第四号七山口県 番種 看 新 証 明書 (〇四子山黒一一〇八六号)生水栄 名 前 黒毛和種平成一六、 品 種 生年月日 二七山 産 地 県 成検 績査 び氏名又は名称飼養者の住所及

(一三三) 林業種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法 (昭和四十五年法律第八十九号)第十一条第一項の規定により、林業種苗

生産事業者講習会を次のとおり開催します。

平成十八年三月三日

山口県知事

=

井 関 成

講習の対象となる者

林業種苗の生産事業者の登録を受けようとする者

講習会の日時及び場所

日時

平成十八年三月二十四日 (金曜日)午前九時から

山口市滝町一番一号 山口県庁農林部一号会議室

Ξ 講習の科目及び時間

種	種	種	
苗	苗	苗	
の	の	に	科
生	産	関	
産	地	す	
技	及	る	
術	び	法	
	系	令	
	統		
			目
			時
_	_	_	88
_	_	-	間

兀 受講の手続

知事に提出すること。 円に相当する山口県収入証紙をはって、 号)第二条に規定する生産事業者講習会受講申込書に生産事業者講習手数料一万四千 講習を受けようとする者は、 林業種苗法施行細則 (昭和四十六年山口県規則第五 住所地を所管する農林事務所の長を経由して

五 受講申込書の提出期限

平成十八年三月十五日 (水曜日)

六

三三-三四八五) 又は最寄りの農林事務所にすること。 この講習会の受講についての問合せは、山口県農林部森林整備課 (電話〇八三-九

(一三四) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

号

平成十八年三月三日

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

山口県知事 = 井 関 成

県 道路の種類 道 路 仙崎港線 線 名 同市東深川(同字九七一の一五地先まで長門市東深川字東太ノ河内九六〇の二地先から X 間



山口県選挙管理委員会告示第十八号

ように改正する。 公職選挙法施行規程(昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号)の一部を次の

平成十八年三月三日

山口県選挙管理委員会委員長 福 田 隆 司

第一条第五号中「市町村委員会」を「市町委員会」に、「市町村の」を「市町の」 に

中「市町村委員会」を「市町委員会」に改める。 第二条、第十四条第二項、第十五条、第十七条、第十八条、第四十九条及び第五十条

Щ

別記第五号様式中「何市(町村)選挙管理委員会」を「何市町選挙管理委員会」に改

加」に改める。 示記無六号様式中「何市町村選挙管理委員会委員長」を「何市町選挙管理委員会委員

この規程は、平成十八年三月二十日から施行する。

公 契約の締結 告

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十八年三月三日

山口県知事

=

井 関 成

事務を担当する課の名称及び所在地 山口県警察本部交通部交通規制課 山口市滝町一番一号

落札に係る物品の名称及び数量

交通管制センター 中央処理装置 一式

契約の相手方を決定した手続

Ξ

落札者を決定した日 般競争入札

兀

平成十八年一月十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

三井リース事業株式会社(東京都中央区日本橋一丁目四番一号

六 落札金額

三百六十五万四千円

七

入札公告日

平成十七年十二月十六日

その他

契約担当者

山口県知事 井 関成

調達方法

借入れ

 (Ξ) 落札方式 最低価格



П

Щ

おり裁決手続の開始を決定した。 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により、次のと山口県収用委員会告示第一号

山口県収用委員会会長

小川荘六

平成十八年三月三日

国土交通大臣

一般国道九号改築で事業の種類

三 裁決手続の開始を決定した土地、土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人同市小郡下郷字隅田地内まで)

									所		
											裁
											決
									在		手
									地		続 の
									番		開
									地目		始
									(平積	公)	を
									(平方メートル)	上の池	決定
									(平方:		U
									(平方メートル)		た 土
									(_平 のと 方面す	:収	地
									(平方メートル) の面積 土地	しよう	
岡本	松永	奥平	岡野	小林	右田	沖	川口	Ü III	氏		
博行	孝 子	修	正務	一義	亀治	寿 江	武志	川口美智子			土
									名		地
"	山口	= " =	"	宇部	"	号#	"	下関	住		
"	山口市小郡下郷二五九番地	大字	松島	宇部市末広町一番一	安岡	王司	"	下関市小月南町八番二三号			所
六	郷二	大字西岐波四	松島町一二番五号	一番	安岡町六丁目二番.	王司川端二丁目	"	町 八			有
六二二番地	五九	_	番五	一 八 号	量	丁 目	"	番			
世一	地二	三四番地の	ち	ち	留七 号	二番		号	55		者
		地の				番 三 —			所		
									氏		
											土 地
									名		に関
									住		して
											権利
									所		を 有 t
											する問
									権利の種類		関係」
									種類		人

<u> </u>	ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	18年	3月	3 日	金曜日	3	Ц	1			県	:	報	(定期)	第	· 173	3 号	
																			ノ原北	山口市小郡下郷字岡
) - - - -	,
重田キミデ		西本公美	森口茂子	森口秀夫	森口冱子	野津由美子	石田知	石田正夫	山根富吉	島田清子	重田美智子	右田秀夫	西本博	西本和子	生利ゆかり	堀和子	買田ヤス子	奥村 玲子	森下小百合	中村
番地一五	" 長久町長久口三三六	一 大田市静間町一九七三番地	" " "	" " " " " " " " " " " " " " " " " " " "	七 出雲市大津町三六二六番地	四川津町四七七番地	" " 乃白町五四七番地	島根県松江市東朝日町八二番地三	一〇号 立花町一丁目二六番	地	番D七-六〇一号 豊中市新千里東町二丁目四	地の九四〇単の九四〇八番	大阪府堺市北庄町一丁五番二号	大阪市北区中津一丁目九番一六号	京都府八幡市男山香呂四番地	四二〇四二〇二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三八 南区吉祥院中島町三〇番地	の五七の五七の五七の五七の五七の五七の五七の五七の五十の一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	静岡県沼津市岡一色二七番地の一	一 神奈川県厚木市愛甲一三三番地七
																			7,	
																			t.	<u>.</u>
) }
																			l	<i>.</i>

山根アサコ
i
 不 三 不
明 番だ 地し、
一本 地籍 長
門市三
不明(一本語)の一地(一本だ)の一本だり、本籍長門市三隅中一九)の一本の一の一次の一次では、本籍長門市三隅中一九の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の

口県知事庁

ЩЩ

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)